平成２１年（フ）第２０２９号
京都市上京区裏門通中立売下る高台院竪町209番地４　享友会館308号
債務者　みはること吉田久子こと吉田マサ子こと　梅林　ヒナ
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３８号
京都市東山区本町17丁目326番地　シャトレ月輪303号
債務者　松本　克義
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６６号
京都市南区久世大築町45番地　市営住宅２棟507号
債務者　小早川佳司
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３９号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地１棟304号
債務者　村橋　輝紀
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２２号
京都市上京区七本松通一条下る三軒町65番地18　北野団地507号山田方
債務者　小山　里子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷119番地の１米須アパート101
債務者　川上　勝正
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５５１号
埼玉県桶川市大字倉田2268番地の８
債務者　松家麻衣子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９５号
埼玉県戸田市喜沢１丁目32番地の１　ネオステージ西川口103号室
債務者　高　　惠慶
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２２号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1351番地大和田フラット202号、旧住所山梨県甲州市塩山西広門田518番地１　レジオン・ドヌール201号室
債務者　沼野　安志
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
香川県善通寺市中村町954番地１　フォブール中村103号
債務者　宇都宮幸雄
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４３３号
沖縄県南城市大里字嶺井512番地１　嶺井団地Ａ２―104
債務者　照屋　**徳**行
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９７号
沖縄県島尻郡粟国村字浜299番地
債務者　江森　宏美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１４号
北海道苫小牧市澄川町４丁目11番20号
債務者　庄司　初江
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２５号
北海道苫小牧市明野元町１丁目10番21号　プリーシュア明野元町Ｂ―202
債務者　越智　貴志
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３７９号
長野県松本市大字岡田町491番地１
債務者　平野　英二
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３９８号
長野県安曇野市豊科5500番地６
債務者　関　さとみ
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで　長野地方裁判所松本支部